



家畜衛生だより



令和6年度第1号(牛) 令和6年4月発行

南部家畜防疫協議会
(公社)千葉県畜産協会
千葉県南部家畜保健衛生所
〒296-0033 鴨川市八色52
電話 04(7092)2304
FAX 04(7092)1434

新年度挨拶 所長挨拶

平素より、家畜保健衛生所業務の推進に御理解御協力をいただき 心より御礼申し上げます。南部家畜保健衛生所長の市沢です。昨年度に引き続きよろしく願いいたします。

さて、おかげさまをもちまして、令和5年度は県内での高病原性鳥インフルエンザの発生はありませんでした。これは農場における飼養衛生管理の徹底等、生産者及び関係者の皆様の御尽力によるものと認識しております。しかしながら、国内では今シーズンも令和5年11月25日に佐賀県の採卵鶏農場で国内1例目が確認されて以来、9県10事例の発生を認め、約79.3万羽が防疫措置の対象となっております。例年、5月の連休頃までは発生リスクが高い状況が続きますので、今後も農場へのウイルス侵入防止に向けた取り組みを継続して下さるようお願いいたします。

豚熱については本県での発生はなく、また、現時点では県内の野生イノシシでの豚熱陽性事例は確認されておりませんが、隣接する茨城県では依然として野生イノシシの感染が確認されており予断を許さない状況が続いております。飼養豚への豚熱ワクチンの確実な接種に加え、飼養衛生管理基準の遵守といった複合的な対策をお願いいたします。

牛の家畜伝染病については、ヨーネ病が依然として全国的に発生しております。今年度は南房総市、木更津市、袖ヶ浦市、館山市の該当地区でヨーネ病定期検査を実施しますので、御協力をお願いいたします。その他、牛ウイルス性下痢や牛伝染性リンパ腫の検査等についても適宜実施して参ります。

なお、家畜伝染病の発生予防を目的とした飼養衛生管理基準各項目の遵守状況等の把握のため、農場への訪問や電話連絡をさせていただくことがございます。御多忙とは存じますが、御協力をお願いいたします。

これからも、君津・安房・夷隅地域の畜産を家畜衛生の分野から支えて参る所存ですので、何卒よろしくお願い申し上げます。

令和6年度南部家畜保健衛生所 新体制



所長 市沢 三香
次長 木下 智秀

衛生指導課

課長 木下 智秀(兼務)
副主幹 本橋 優哲*
上席専門員 末政 奈津美
上席専門員 矢嶋 真二
専門員 竹鼻 一也
技師 穴戸 陽祐*

防疫課

課長 田中 なほ子
上席専門員 細野 真司
専門員 佐藤 沙樹
技師 高貫 秀幸
技師 吉浦 風輝*

転出者

石川 直子、平川 智子、山口 敦子

* 転入者

牛のヨーネ病に注意しましょう！

国内ではヨーネ病の発生が後を絶たず、全国的なまん延が危惧されています。

| | 北海道 | 北海道以外 (うち千葉県) |
|--------------|------|------------------|
| 令和5年(1月～12月) | 945頭 | 115頭 (4頭) |
| 令和4年(1月～12月) | 997頭 | 150頭 (6頭) |

農林水産省HP 監視伝染病の発生状況より

令和6年3月に県北部で2頭の発生がありました。ヨーネ病感染牛は、下痢を発症していなくても糞便中に排菌し、他の牛への感染源になります。農場への侵入・感染拡大防止のための対策をお願いします。

【ヨーネ病とは】

ヨーネ菌の感染によって起こる慢性の水様性下痢、泌乳量の低下、削瘦等を主徴とし、発症までの数ヶ月から数年間は明確な症状を示さずに持続感染する不顕性感染を特徴とする反すう動物の疾病

【検査方法】

- 血液による抗体検査(県の検査手数料640円)
※感染してから血中の抗体価が上がるまで、数年かかることがあります
- ふん便による遺伝子検査(県の検査手数料2,990円)

【農場への侵入防止対策】

- 導入時は、ヨーネ病陰性の農場・ヨーネ病陰性牛を確認！

未確認の場合は
自主検査を！

【農場内の感染拡大防止対策】

- 牛の口が触れる部分(牛床、飼槽、ウォーターカップ)を念入りに清掃、洗浄消毒
特に子牛の口に触れる部分の消毒、給与する初乳の対策が重要！
- 排せつ物・敷料は堆肥化後に還元(牛床敷料は完全に熟成されたものを利用)
- 慢性の水様性下痢、泌乳量の低下、削瘦等の早期発見
(治療をしても水様性下痢を繰り返す・食べているのに痩せていく・乳量が激減)
- 農場専用の衣服、畜舎専用の長靴の使用(きれいに洗浄、消毒する)

令和6年度の牛ヨーネ病定期検査の予定

家畜伝染病予防法第5条第1項の規定による牛ヨーネ病検査について、千葉県では少なくとも4年に一回行うよう地区を割り当てています。

令和6年度は以下の6地区が対象です。

| | |
|-----|------------------|
| 4月 | 南房総市(千倉地区) |
| 5月 | 木更津市(全域) |
| 6月 | 南房総市(三芳:国府、稲都地区) |
| 7月 | 袖ヶ浦市(根形、長浦、昭和地区) |
| 10月 | 館山市(館野、九重地区以外) |
| 11月 | 南房総市(富山:井野、吉沢地区) |

・検査の対象:

搾乳及び繁殖の用に供する牛及び水牛。

※生後6ヶ月以上、育成牛を含む。

・実施期日:

決定次第お知らせします。

定期報告書の提出をお願いします！

家畜を飼養している方は、毎年、農場ごとに、2月1日時点の家畜の飼養頭羽数、飼養衛生管理状況を、県に報告することが義務づけられています。

まだ定期報告書の提出がお済みでない方は、**4月15日までに提出**をお願いします。

- 2月にお送りした定期報告書提出のお願いの封筒に同封されていた**過去の農場の情報に変更がない場合は、南部家保までお電話**でお知らせください。定期報告書の提出に代えさせていただきます。
(変更がある場合は、変更箇所を記載して、返送してください。)

お手数ですが、よろしくお願いいたします

外国人技能実習生を受け入れている農場へ

外国人技能実習生を含む外国人の入国が増えてきています。改めて、母国を含めた海外から肉製品が郵送されることのないようご注意ください。

< BVD検査 申請締切日 >

- BVD検査の申請締切を、本年度も毎月5、15、25日の月3回とします。

(土日祝日の場合は、原則前の平日)

※ゴールデンウィークは例外で5月7日になります。

- 申込みのあった牛については、申込締切日以降に日程調整し、採血に伺います。

- 「県乳牛育成牧場」「南房総市ふれあい牧場」に預託する牛については、各取りまとめ機関への預託申込みにより検査を実施します。

- お申込みの際は電話でワクチン接種状況、検査希望頭数、生年月日、個体識別番号をお伝えください。

2024年4月

| 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
|----|----|----|----|----|----|----|
| | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |
| 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 |
| 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 |
| 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 |
| 28 | 29 | 30 | 31 | | | |

※4月は5日、15日、25日

5月

| 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
|----|----|----|----|----|----|----|
| | | | 1 | 2 | 3 | 4 |
| 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 |
| 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 |
| 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 |
| 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | |

※5月は、7日、15日、24日

千葉県南部家畜保健衛生所 TEL 04-7092-2304 FAX 04-7092-1434

※急性悪性家畜伝染病（口蹄疫等）の早期対応のため、疑わしい症状があれば速やかに連絡してください。